の合計で除して得られた全国平均の有権者数をもって各選挙区の議員一人当たりの有権者数を除して得られた数。以下同じ。）が0.8を下回る選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うものと解すべきである。なぜなら，一票の価値が許容限度の0.8より低い選挙区から選出された議員がその身分を維持しつつ他の選挙区の議員と同様に国会の本会議や委員会において議事に加わることは，そもそも許されないと解されるからである。ちなみにそれ以外の選挙区から選出された議員については，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了までは参議院議員であり続けることができる。参議院議員は３年ごとにその半数が改選される（憲法46条）ので，このように解することにより，参議院はその機能を停止せずに活動することができるだけでなく，必要な場合には緊急集会の開催も可能である（注１）（注２）。

（注１）平成25年９月２日現在の選挙人名簿登録者（在外を含む。）の参議院選挙区選出議員の定数146人中，一票の価値が0.8を下回る選挙区の定数は，試算によると50人余であり，これらの議員が欠けたとしても，院の構成には特段の影響はないものと考えられる。

（注２）他方，衆議院の場合，選挙無効の判決がされると，訴訟の対象とされた選挙区から選出された議員のうち，同じく一票の価値が0.8を下回る選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うが，それ以外の選挙区から選出された議員は，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了又は解散までは衆議院議員であり続けることができる。このように解することによって，衆議院は経過的に，一票の価値が0.8以上の選挙区から選出された議員及び訴訟の対象とされなかった選挙区がある場合にあってはその選挙区から選出された議員のみによって構成されることになり，これらの議員によって構成される院で，一票の価値の平等を実現する新しい選挙区の区割り等を定める法律を定めるべきである。仮にこれらの議員によっては院の構成ができないときは，衆議院が解散されたとき（憲法54条）に準じて，内閣が求めて参議院の緊急集会を開催し，同緊急集会においてその新しい選挙区の区割り等を定める法律を定め，これに基づいて次の衆議院議員選挙を行うべきものと解される。

なお，一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関しては，もとより新しい選挙区の在り方や定数を定める法律を定める際に国会において十分に議論されるべき事柄であるが，都道府県又はこれを細分化した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては，策定が非常に困難か，事実上不可能という結果となることが懸念される。その最大の障害となっているのは都道府県であり，また，これを細分化した市町村その他の行政区画などもその大きな障害となり得るものと考えられる。したがって，これらは，もはや基本単位として取り扱うべきではなく，細分化するにしても例えば投票所単位など更に細分化するか，又は細分化とは全く逆の発想で全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか，そのいずれかでなければ，一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　金築　誠志
裁判官　千葉　勝美
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山﨑　敏充
裁判官　池上　政幸

当　事　者　目　録

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
高里　良夫

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
辻　美菜子

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
藤井　大介

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
中村　大基

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
小酒井　隆

平成２６年（行ツ）第１１７号上告人・同第１１８号被上告人（原審原告）
西　直哉

上記６名訴訟代理人弁護士
升永　英俊
久保利英明
伊藤　真
藤巻　次雄

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
大阪府選挙管理委員会
同代表者委員長　池田　敏雄

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
京都府選挙管理委員会
同代表者委員長　髙屋　直志

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
兵庫県選挙管理委員会
同代表者委員長　武田　丈蔵

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
滋賀県選挙管理委員会
同代表者委員長　伊藤　正明

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
奈良県選挙管理委員会
同代表者委員長　白井　皓喜

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人（原審被告）
和歌山県選挙管理委員会
同代表者委員長　上山　義彦
上記６名指定代理人　都築　政則
田口　治美
伊藤　清隆
横山　真通
田中　直樹

陶山　敦司
石本　慧
後藤　浩之
中野　利彦

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人大阪府選挙管理委員会指定代理人
牧野　豊明
齋藤　健吾
山道　寛臣
小林　和彦
前田　真治

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人京都府選挙管理委員会指定代理人
稲垣　勝彦
山本　茂樹
村西　政哉
小川紘一郎

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人兵庫県選挙管理委員会指定代理人
原　晃
吹田　育久
藤田　寛之

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人滋賀県選挙管理委員会指定代理人
南里明日香
中村　守
林　毅
西川　政宏
谷中　岳思

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人奈良県選挙管理委員会指定代理人
山下　保典
岡本　厚也
今井　健至
大森　洋亮

平成２６年（行ツ）第１１７号被上告人・同第１１８号上告人和歌山県選挙管理委員会指定代理人
圓増　正宏
中村　茂
大久保　学
泉　俊輔